

## 議案第11号

### 養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月28日提出

養父市長 広瀬 栄

## 養父市条例第 号

### 養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年養父市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中「188,000円」を「232,500円」に改める。

別表中「6,000円」を「7,500円」に改める。

別表農業委員会の部中「320,000円」を「355,000円」に、「280,000円」を「298,000円」に「250,000円」を「268,000円」に、「200,000円」を「220,000円」に改める。

別表備考中「6,000円」を「7,500円」に、「、大学教授」を「及び大学教授」に改める。

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第11号 養父市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案						
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）						
区分		報酬額		区分		報酬額				
教育委員会	委員	年額	<u>188,000円</u>	教育委員会	委員	年額	<u>232,500円</u>			
選挙管理委員会	委員長	年額	87,000円	選挙管理委員会	委員長	年額	87,000円			
	委員	年額	70,000円		委員	年額	70,000円			
(略)	補充員から臨時に補充した委員	日額	<u>6,000円</u>	(略)	補充員から臨時に補充した委員	日額	<u>7,500円</u>			
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)			
	農業委員会	会長	年額		<u>320,000円</u>	農業委員会	会長	年額	<u>355,000円</u>	
		会長職務代理者	年額		<u>280,000円</u>		会長職務代理者	年額	<u>298,000円</u>	
	委員	年額	<u>250,000円</u>	委員	年額		<u>268,000円</u>			
	農地利用最適化推進委員	年額	<u>200,000円</u>	農地利用最適化推進委員	年額		<u>220,000円</u>			
固定資産審査委員会	委員長及び委員	日額	<u>6,000円</u>	固定資産審査委員会	委員長及び委員	日額	<u>7,500円</u>			
附属機関の構成員	日額をもって定める者	情報公開審査会	会長	15,000円	附属機関の構成員	日額をもって定める者	情報公開審査会	会長	15,000円	
			委員	12,500円				委員	12,500円	
		(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)
		その他のもの	<u>6,000円</u>	その他のもの			<u>7,500円</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
備考 附属機関の構成員であって、報酬額の日額が <u>6,000円</u> の者のうち、医師、弁護士、 <u>大学教授</u> の報酬額は、日額15,000円とする。ただし、特に必要と認める場合は、日額30,000円以内とすることができる。				備考 附属機関の構成員であって、報酬額の日額が <u>7,500円</u> の者のうち、医師、弁護士及び <u>大学教授</u> の報酬額は、日額15,000円とする。ただし、特に必要と認める場合は、日額30,000円以内とすることができる。						